

地域産業担い手 育成プロジェクト 成果発表会を開催！



平成22年12月21日(火)山形市の山形テルサにおいて、地域産業担い手育成プロジェクト成果発表会が開催された。

本会では、地域産業界と工業高校、関係行政機関等の連携によるものづくり人材を育成する教育プログラムや仕組みを構築することを目的に、県内の4工業高校をモデル校として3年間に渡り実施してきた。

当日は、各校が取り組んだ「5年一貫教育による人材育成」(米沢工業高校)、「産業官共同研究プロジェクト」(長井工業高校)、「企業実習プログラムの研究」(寒河江工業高校)及び「長期インターンシッププログラムの研究」(新庄神室産業高校)について説明があり、個人スキルの向上や社会人に必要とされる人間力・基礎力修得の成果が得られたと発表があった。

従業員が101人から300人の事業主の方へ 仕事と子育ての両立のために 一般事業主行動計画の策定・届出、 公表・周知が義務となります!!

◆ 次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)では、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めていくこととされています。

◆ この次世代法に基づき、現在、301人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等(次世代育成支援対策)を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、速やかに都道府県労働局に提出・公表等を行うことが義務(300人以下の事業主については努力義務)となっています。

◆ また、平成23年4月1日からは、この次世代法に基づく行動計画の策定・届出義務が101人以上の事業主に拡大されます。(100人以下の事業主については努力義務)。

特に、労働者数が101人以上300人以下の事業主のみなさまにおかれましては、法が施行される平成23年4月1日までに届出ができるよう、行動計画の策定準備をお願いします。

企業規模	現 行	平成23年4月1日以降
301人以上企業	義 務	義 務
101人以上300人以下企業	努力義務	義 務
100人以下企業		努力義務

お問い合わせ先

〒990-8567山形県山形市香澄町3-2-1山交ビル3F 山形労働局 雇用均等室
TEL: 023-624-8228 / FAX: 023-624-8246